

平成22年7月21日

関東東北産業保安監督部

## 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 に基づく液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対する 嚴重注意について

関東東北産業保安監督部は、液化石油ガス販売事業者及び保安機関である首都圏瓦斯株式会社小平営業所に対して、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査を行い、さらに同社に対し、同法に基づく報告を求めました。

その内容を確認した結果、法令に定める書面の交付及び記載内容の変更に伴う通知の行われていないこと、実施すべき保安業務の一部を実施していないもの及び点検調査方法に不備があることが判明したため、本日、同社に対して嚴重に注意し、再発防止対策の策定およびその報告を求めることとしました。

### 1. 事実関係

関東東北産業保安監督部は、平成22年3月2日、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号、以下「液石法」という。）に基づく立入検査を行いました。さらに、平成22年6月8日、首都圏瓦斯株式会社に対して液石法に基づく報告を求めました。

その結果、同社の各営業所において液石法第14条に定める書面の交付及び記載内容の変更に伴う通知の行われていないこと、実施すべき保安業務の一部を実施していないもの及び点検調査方法に不備があることを確認しました。

### 2. 処分の概要

関東東北産業保安監督部は、同社に対し不備のあった以下の事項について関東東北産業保安監督部長より嚴重注意文書の交付を行い改善を求めました。

- (1) 供給開始時等点検・調査、定期供給設備点検並びに定期消費設備調査の実施方法が不適当なものが、過半数の消費者宅において認められた。
- (2) 法第14条に定める書面の未交付及び記載内容に不備のあるものが、過半数の消費者宅において認められた。
- (3) 法第3条第2項各号の事項について、行政庁に対し法第8条に基づく

変更届がなされていない。

(4) 法第81条に規定する帳簿類について、記録に不備が認められた。

### 3. 今後の対応

関東東北産業保安監督部は、同社に対し再発防止を図るため、法令遵守のための社内管理体制の整備を図り、役職員を含めた社内での適切な保安教育の実施等再発防止策策定と今後1年間再発防止策の実施状況を四半期毎に報告することを求めることとしました。

#### 参考

首都圏瓦斯株式会社

- ・本 社：東京都渋谷区初台1 - 44 - 3
- ・代表者：櫻井 勉（代表取締役社長）
- ・事業所：小平営業所、佐倉営業所、町田営業所、八王子営業所、秦野営業所、渋谷営業所

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省 原子力安全・保安院 関東東北産業保安監督部保安課

担当者：横田・楠瀬<sup>くすのせ</sup>・田中

電 話：048 - 600 - 0294 (ダイヤルイン)